

審 査 基 準

平成28年9月15日作成

法 令 名 :	宮城県道路交通規則
根 拠 条 項 :	第3条第1項第5号
処 分 の 概 要 :	交通規制の対象から除外する車両に対する標章の交付 (身体障害者等)
原権者 (委任先) :	宮城県公安委員会
法 令 の 定 め :	宮城県道路交通規則第3条第1項第5号才 (駐車禁止の規制の対象から除く車両) 宮城県道路交通規則第3条第1項第7号 (駐車時間制限の規制の対象から除く車両)
審 査 基 準 :	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 :	5日
申 請 先 :	警察本部交通規制課又は警察署交通課
問 合 せ 先 :	警察本部交通規制課 (電話022-221-7171) 又は警察署交通課
備 考 :	

別紙

当該申請に係る許可対象が、次のいずれかに該当するとき、許可するものとする。

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている者が使用中の車両
「これらの障害等級に該当しない身体障害者であっても、医師が同表に掲げる障害を有する者と同程度に歩行が困難であると認めたもの」とは、下肢機能障害5級・6級、平衡機能障害5級、脳病変運動機能障害3級・4級に該当し、医師が意見書又は診断書等により除外対象となった身体障害者と同程度に歩行が困難と認めたものをいう。
- 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者
「法令の定め」のとおり
- 3 療育手帳の交付を受けている者で、重度の障害を有するものが使用中の車両
「療育手帳の交付を受けている者で、重度の障害を有するもの」とは、知的障害者と判定され、療育手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度がA（最重度・重度）と判定されたものをいう。
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用中の車両
「法令の定め」のとおり